

報告第 27 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 12 月 21 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
令和4年12月7日	49,500円	埼玉県越谷市在住者	令和4年11月25日、足立区立第五中学校の野球部の練習で使用していたボールが、同校のグラウンドにある防球ネットの隙間から公道上に出たことで、相手方が所有する車両のボンネットに当たり、これを破損させた。